

平成21年8月12日

各 位

社団法人 日本証券投資顧問業協会

投資一任契約に係る議決権等行使指図の状況について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年5・6月に開催された株主総会での議決権等行使指図状況に関して、当協会の投資一任会員に対して行いましたアンケートの集計結果を別紙のとおり取りまとめました。

このアンケートは、投資一任会社の議決権等行使指図状況を把握するため実施しており、今回で8回目となります。

なお、当協会では、投資一任会員の議決権等行使指図について、平成14年4月、自主規制規則「投資一任契約に係る議決権等行使指図の適正な行使について」を制定しています。

敬具

本件に関するお問い合わせ：協会事務局（広報担当）大塚、高谷（03-3663-0505）

投資一任契約に係る議決権等行使指図に関するアンケート（第8回）結果概要

《本年5・6月の株主総会での議決権行使状況》

投資一任会員数 154社

調査対象会員数 76社

（国内株式を運用対象とし、かつ議決権行使指図権限を有している会員のみ）

調査基準日 平成21年6月30日

対象となる株主総会の開催時期 平成21年5月、6月開催分

なお、質問項目により回答会社数に違いがあるため、各項目ごとに回答会員数を記載している。

（会社提出議案に対する反対・棄権の状況）

1. 会社提出議案に対して反対・棄権した会社数の割合は、39%（1社あたりの平均企業数387社に対し150社）と前回調査の40%（同352企業に対し139社）とほぼ同水準だった。反対・棄権をした議案件数の割合も、10%（1社あたりの平均総議案件数3,333件に対し328件）と前回調査の11%（同2,646件に対し300件）とほぼ同水準だった。

反対・棄権した比率の高かった議案は、新株予約権発行議案で24.0%、退職慰労金支給議案が21.7%であった。その他会社提案も20.1%と反対の比率が高いが、ここには買収防衛策に対する反対・棄権が入っているものと推測される。

反対・棄権した議案項目を投資一任会員数（回答会員数57社）で見ると、取締役選任関係議案が46社（81%）、その他会社提案45社（79%）、定款一部変更関係及び退職慰労金支給議案が各43社（75%）、監査役選任議案係議案が42社（74%）となっている。また、新株予約権発行議案については、信託型ライツプランに5社、事前警告型ライツプランに21社が反対している。また、定款一部変更関係議案やその他会社提案議案についても、買収防衛策の導入と判断される議案であったとの理由から反対したとの回答が多く、買収防衛策について株主価値減少を懸念していることが推測される。

取締役選任議案、監査役選任議案を候補者毎に別議案として検討したかという項目では、取締役を候補者毎に別議案としている会員が35社（56%）、監査役を候補者毎に別議案としている会員が34社（54%）であった。また、取締役・監査役選任議案における再任について、取締役会への出席状況を判断材料にするとこの会員が増加する傾向にあることから、取締役選任議案、監査役選任議案を精査するにあたり、それぞれ個人毎に判

断しようとしていることがうかがわれる。

(株主提出議案への賛成の状況)

2. 株主提出議案に賛成した企業数は会員1社あたり平均2企業（1社あたり平均企業数7企業に対し27%）、賛成した議案件数は会員1社あたり平均4件（同36件に対し11%）であった。株主提出議案に賛成した議案件数の割合は前回調査の15%から低下した。

株主提案議案の中で賛成行使比率が高いのは、自己株式取得、役員報酬額の開示、取締役(会)の問題などであった。

(企業買収防衛策への対応)

3. 株式発行会社が導入している企業買収防衛策について、55社の会員がその内容の評価を行っている。そのうち、回答会員1社当たりの平均値では、評価できるとされた会社数が13社であるのに対して、評価できないとされた会社数が22社となっており、前年と同様、会員は約6割の発行会社の買収防衛策を評価できないとしている。

また、買収防衛策毎の議決権行使指図対応方針で、取締役定員の削減を約5割の会員が原則賛成としているが、種類株式の発行や取締役解任要件の強化については約7割の会員が原則反対としている。また、授権資本枠の拡大、信託型・事前警告型ライツプランについては約5割の会員が一定の条件付で賛成（条件をクリアしない場合には反対）としている。授権資本枠の拡大については、既存株主持分の希薄化を招くなど株式価値の毀損を懸念する声が多かった。

取締役定員の削減については、意思決定の迅速化を評価して原則賛成とする場合においても、買収防衛策と看做される場合には反対とするとしている回答が見られた。また、条件付賛成の場合には、個々の議案毎に判断するとの回答が多く見られ、全体として個々の議案を精査しようとする傾向がうかがわれた。

(会社法への対応)

4. 会社法施行に伴う定款変更議案等に関する議決権行使指図対応方針については、社外監査役との責任限定契約及び書面による取締役会決議に対しては7割以上の会員が原則賛成としているが、取締役の解任要件の加重及び剰余金処分の総会決議からの排除に対しては、6割以上の会員が原則反対としている。一方、剰余金処分の取締役会授権については、社外取締役の配置状況等、取締役会における経営執行からの独立性が高いと判断される場合に限り賛成する等、条件付賛成とする会員の割合が相対的に高くなっている。原則賛成としている会員においても、株主の権利を毀損する処分を行う場合

には、取締役選任議案に反対している会員も多く、取締役の株主に対する善管注意義務がより求められていることが推測される。

(議決権等行使に際しての情報収集等)

5. 議決権等行使に際して、必要な情報（招集通知に記載されている内容を補足する情報）を株式発行会社あるいは他のソースから収集したとする会員は45社（回答会員数72社）であった。

また、事前に株式発行会社側から議案内容の説明があったとする会員が33社（回答会員数70社）あり、前年とほぼ同数であった。また議案内容の説明を受けた会員の79%に当たる26社で、議決権等行使の方針決定に際して大きな要素となったと回答しており、株式発行会社の積極的な取り組みが評価されていることが確認できる。

(招集通知の記載内容)

6. 株式発行会社の招集通知に記載されている内容は、議決権等行使の判断にとって十分な情報を盛り込んでいたとする会員は20社（回答会員数71社に対して28%）であり、前回調査から減少した。3分の2以上の会員が情報は十分とはいえないとしており、特に不十分な情報の具体例としては、取締役・監査役の経歴、報酬・賞与、退職慰労金が40社（56%）、企業買収防衛策及び資本政策等24社（34%）となっている。

(助言機関の活用状況)

7. 助言機関を活用している会員は39社（回答会員数72社に対し54%）と前回調査の38社（同77社に対し49%）から増加した。国内株式・外国株式の両方で活用している会員は24社、国内株式のみ活用している会員は9社、外国株式のみ活用している会員は6社であった。

助言機関活用に係る費用負担については、活用している会員全社が自社負担としている。また、助言機関の助言内容と異なる判断を行ったケースがあったとする会員は21社（回答会員数39社）、助言機関から助言以外のサービスを受けた会員も27社（回答会員数39社）あった。

また、ICJの議決権電子行使プラットフォームを活用した議決権行使指図について、利用しているとの回答は2社にとどまった。今後の活用を検討しているとの回答が47社となっており、会員の関心は相対的に高い様子だが、一方、今後も活用予定なしとする会員は21社となっている。今後も活用予定なしとする理由としては、現時点では利用できる株式発行会社が多い（6月末時点約340社）という声が多く上がっていた。

(株式発行会社に対する評価)

8. 総会招集通知の早期発送について以前よりも評価できるとする割合は、回答会員数72社のうちの44%と、前回調査の46%から減少した。また、企業のディスクロージャーについて以前よりも評価できるとする割合は、前回調査の57%から50%へと減少した。さらに、株主総会開催時期の分散化について以前よりも評価できるとする割合は、前回調査の21%から14%と減少し、依然として低水準のままとなっている。一方、株主の権利を明確に表すため、要請が多い定款変更議案の細分化について、以前よりも評価できるとする会員は35%と前回調査の32%から増加した。

9. (その他意見等)

○自主ルールによる議決権行使に関する情報開示(公表)の義務化について

- ・投資一任業者は、議決権行使を「個別相対契約における」投資判断として行なっているため、行使指図結果の当該顧客以外の一般への公開(公表)することにはなじまないという意見が多かった。
- ・一方で、株式発行企業のガバナンス強化につながるという点や機関投資家の議決権積極行使を促すなどの理由から、自主規制ルールによる議決権行使に関する情報開示(公表)の義務化に前向きな意見があった。
- ・議決権行使を少数株主保護のためのより有効な手段とするには、運用会社側の開示の義務化と同時に会社側の議決権行使結果の開示も不可欠であり、双方の結果を開示し、相互に緊張感のある関係構築が必要との声もあった。
- ・行使結果の公表については、数字が1人歩きする懸念があり、行使結果よりも、どのような考えに基づいて行使がなされたかの方が重要であるとの意見もあった。

○企業買収防衛策について

- ・金融商品取引法の施行によりTOB制度が改善されたこと等を理由に一旦導入した企業買収防衛策を廃止する動きがあり、買収防衛策の導入は一巡したとの声が多かった。
- ・取締役会や独立機関等による買収者の評価期間が不明確なプラン等、経営者の保身と見られるような買収防衛策には賛成できないとの意見が多かった。
- ・買収防衛策の導入は、本来なされるべき企業買収や企業統合、業界再編等の進展を妨げ、経済合理性に反するとの意見があった。
- ・企業買収防衛策は投資家や法曹界の議論が進んでいる印象があり、今後は公開買い付け制度などとの制度面の整合性を総合的に検討する段階にあるとの意見もあった。

○株式発行会社への要望

- ・①買収防衛策に関する監査役の見解、②社外取締役、社外監査役の取締役会

や監査役会への出席率、③ストックオプション発行による潜在的な希薄化率など、株主による議案精査の一助となる情報記載の充実を求める声が多かった。

- ・株主総会分散化のための努力が未だ十分ではない。招集状の早期発送も改善はみられるが、対応が遅れている会社が依然多い。ICJの議決権電子行使プラットフォームへの参画が少ない等との指摘が多くあり、インフラ面でのさらなる改善を望む意見が昨年同様多く見られた。
- ・発行体の率直な意見をもっと聞きたい。ガバナンスについての意見交換を毎年活動として行って欲しいとの声があった。
- ・発行会社については、議案の可否の結果報告だけでなく、その可否の得票内訳の開示を求める意見があった。

○その他意見

- ・顧客に対して、議決権行使体制の整備に係るコスト負担について理解を求める声が引続き非常に多かった。また、顧客独自のガイドラインに従って会員が行使指図を行うような場合は、顧客毎に議案の分類が異なるなど、会員の業務負担がさらに大きくなるので、顧客サイドにおいても報告形式を統一する等コスト・ベネフィットの意識をもって欲しいとの要望があった。
- ・信託銀行に対しては、議決権行使に関する事務の電子化の進展に伴い、招集通知の一層の早期転送、指図受付日時の後倒し、決議結果の情報開示（閲覧サービス）を望む意見が多かった。事務作業効率化のため、信託銀行間での指図結果の統一化を期待する声もあった。
- ・取引所に対しては、効率的な議決権行使の実現に向け、議決権行使電子プラットフォームの普及や発行会社の加入促進、上場規則等による詳細なディスクローズや親子上場・M&Aに関するルール整備を求める声が多かった。
- ・協会に対しては、本アンケートで出された各種要望事項の実現に向け、関係各方面に必要な働きかけを行って欲しいといった声が多く見られた。

以 上

投資一任契約に係る議決権等行使指図に関するアンケート集計表
 《本年5・6月の株主総会での議決権行使状況》

投資一任会員数 154社
 議決権行使権限を有している調査対象会員数 76社
 (注意) 構成比%は小数第一位を四捨五入
 回答基準日……………平成21年6月30日

(21年7月調査) (20年7月調査)

1. 会社提出議案に対してどの程度反対・棄権しましたか。(会社数・議案件数は1社あたりの平均値)

	回答数 68社	回答数 70社
a. 反対・棄権した会社数	150社	139社
b. 議案精査の対象となる会社数	387社	352社
○反対・棄権した会社数の割合	39%	40%
a. 反対・棄権した議案件数	328件	300件
b. 対象となる総議案件数	3,333件	2,646件
○反対・棄権した議案件数の割合	10%	11%

2. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任それぞれの議案件数をご回答下さい。あわせて、具体的に「反対・棄権した議案項目」をご回答下さい。

(1) 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

【投資一任会員64社の総計】

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対・棄権比率
a. 剰余金処分案等	21,156	389	2	2	21,549	1.8%
b. 取締役選任	99,651	8,181	4	3	107,839	7.6%
c. 監査役選任	21,527	5,345	1	0	26,873	19.9%
d. 定款一部変更	27,592	2,166	0	3	29,761	7.3%
e. 退職慰労金支給	6,434	1,714	68	0	8,216	21.7%
f. 役員報酬額改定	5,098	265	8	0	5,371	5.1%
g. 新株予約権発行	1,953	618	0	2	2,573	24.0%
h. 会計監査人選任	681	20	0	0	701	2.9%
i. 組織再編関連(※1)	581	81	0	0	662	12.2%
j. その他会社提案(※2)	6,913	1,734	1	0	8,648	20.1%
合計	191,586	20,513	84	10	212,193	9.7%

(※1) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※2) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策等

【1社当たりの平均値】

	賛成	反対	棄権	白紙 委任	合計	反対・ 棄権比率
a. 剰余金処分案等	331	6	0	0	337	1.8%
b. 取締役選任	1,557	128	0	0	1,685	7.6%
c. 監査役選任	336	84	0	0	420	19.9%
d. 定款一部変更	431	34	0	0	465	7.3%
e. 退職慰労金支給	101	27	1	0	128	21.7%
f. 役員報酬額改定	80	4	0	0	84	5.1%
g. 新株予約権発行	31	10	0	0	40	24.0%
h. 会計監査人選任	11	0	0	0	11	2.9%
i. 組織再編関連 (※1)	9	1	0	0	10	12.2%
j. その他会社提案 (※2)	108	27	0	0	135	20.1%
合 計	2,994	321	1	0	3,316	9.7%

(注) 質問1と2は集計対象が一部異なっているため数値は一致しない。

(2) 「b. 取締役選任」「c. 監査役選任」議案について、候補者毎に別議案として検討しましたか(複数回答を含む)

	回答数 63社	回答数 68社
a. 取締役候補者は、候補者毎に別議案とした	35社 (56%)	42社 (62%)
b. 監査役候補者は、候補者毎に別議案とした	34社 (54%)	42社 (62%)
c. 取締役候補者、監査役候補者とも、候補者毎に別議案とはしなかった	28社 (44%)	26社 (38%)

(3) 具体的に反対・棄権した議案項目(複数回答を含む)

	回答数 57社	回答数 58社
a. 剰余金処分案等	30社 (53%)	38社 (66%)
b. 取締役選任	46社 (81%)	52社 (90%)
○人数	17社	18社
○社外取締役の有無	8社	9社
○社外取締役が不足	6社	4社
○社外取締役の独立性	35社	31社
○不適任者あり	29社	36社
○その他	16社	17社
c. 監査役選任	42社 (74%)	44社 (76%)
○人数	4社	5社
○社外監査役の独立性	35社	33社
○不適任者あり	19社	25社
○その他	9社	10社

d. 定款一部変更	43社 (75%)	47社 (81%)
○事業目的の変更	5社	7社
○株式発行可能枠(授權資本)の拡大	28社	31社
○取締役の定数削減	3社	6社
○取締役会決議による自己株式取得	7社	8社
○剰余金処分を取締役会授權	13社	17社
○取締役の解任要件の加重	1社	2社
○社外監査役、会計監査人との責任限定契約	7社	11社
○書面による取締役会決議	1社	2社
○権利確定日の柔軟化	2社	1社
○種類株式の発行	5社	7社
○その他	22社	20社
e. 退職慰労金支給	43社 (75%)	44社 (76%)
○情報開示不足	12社	12社
○金額が過大	6社	6社
○支給不適任者あり	32社	34社
○その他	7社	10社
f. 役員報酬額改訂	25社 (44%)	33社 (57%)
○情報開示不足	6社	7社
○金額が過大	9社	12社
○支給不適任者あり	12社	15社
○その他	9社	7社
g. 新株予約権発行	33社 (58%)	37社 (64%)
○信託型ライツプラン	5社	6社
○事前警告型ライツプラン	21社	25社
○その他	13社	11社
h. 会計監査人選任	6社 (11%)	8社 (14%)
i. 組織再編関連	8社 (14%)	17社 (29%)
j. その他会社提案	45社 (79%)	45社 (78%)
○自己株式の取得(自社株消却)	3社	2社
○ストックオプション付与	27社	29社
○その他	19社	17社
・買収防衛策	12社	

3. 株主提出議案に対してどの程度賛成しましたか。(会社数・議案件数は1社あたりの平均値)

	回答数 55社	回答数 57社
a. 株主提出議案に賛成した会社数	2社	3社
b. 株主提出議案のあった会社数	7社	8社

○賛成した会社数の割合	27%	34%
a. 株主提出議案に賛成した議案件数	4件	9件
b. 株主提出議案件数	36件	56件
○賛成した議案件数の割合	11%	15%

4. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任それぞれの議案件数をご回答下さい。

【投資一任会員 50 社の総計】

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	賛成 行使比率
a. 剰余金処分案等	13	192	0	0	205	6.3%
b. 自己株式取得	4	13	0	1	18	22.2%
c. 役員報酬額の開示等	25	95	1	0	121	20.7%
d. 取締役(会)問題(※3 4)	99	533	0	3	635	15.6%
e. 監査役(会)問題(※5)	1	24	0	0	25	4.0%
f. 退職慰労金の削減等	0	8	0	0	8	0.0%
g. その他	139	1,431	3	0	1,573	8.8%
合 計	281	2,296	4	4	2,585	10.9%

(※3)取締役の解任等を含む

(※4)監査委員会を含む

(※5)会計監査人の変更等を含む

【1社当たりの平均数値】

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	賛成 行使比率
a. 剰余金処分案等	0.2	3.5	0.0	0.0	3.7	6.3%
b. 自己株式取得	0.1	0.2	0.0	0.0	0.3	22.2%
c. 役員報酬額の開示等	0.5	1.7	0.0	0.0	2.2	20.7%
d. 取締役(会)問題(※3 4)	1.8	9.7	0.0	0.1	11.5	15.6%
e. 監査役(会)問題(※5)	0.0	0.4	0.0	0.0	0.5	4.0%
f. 退職慰労金の削減等	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0%
g. その他	2.5	26.0	0.1	0.0	28.6	8.8%
合 計	5.1	41.7	0.1	0.1	47.0	10.9%

(注) 質問 25 と 26 は集計対象が一部異なっているため数値は一致しない。

5. 株式発行会社の企業買収防衛策に関する内容について、どのように評価していますか。「評価できる会社数」および「評価できない会社数」をそれぞれご回答下さい。また、各買収防衛策の区分毎に貴社の議決権等行使指図対応方針をご回答下さい。

①企業買収防衛策を評価できる会社数、評価できない会社数 回答数 55社 回答数 58社
(1社あたりの平均値)

a. 評価できる会社数 13社(38%) 21社(40%)
b. 評価できない会社数 22社(62%) 31社(60%)

②企業買収防衛策に関する議決権行使指図対応方針 回答数 67社

	原則賛成	条件付賛成	原則反対
a. 授権資本枠の拡大	12社(18%)	37社(56%)	17社(26%)
b. 権利確定日の柔軟化	25社(38%)	12社(19%)	28社(43%)
c. 取締役定員の削減	34社(52%)	21社(32%)	10社(16%)
d. 取締役解任要件の強化	10社(15%)	10社(15%)	45社(70%)
e. 信託型ライツプラン	9社(14%)	34社(52%)	22社(34%)
f. 事前警告型ライツプラン	11社(17%)	37社(55%)	19社(28%)
g. 種類株式の発行(黄金株等)	5社(7%)	13社(20%)	48社(73%)

6. 会社法関連に伴う定款変更議案等に関する議決権等行使指図対応方針をご回答下さい。

回答数 65社

	原則賛成	条件付賛成	原則反対
a. 剰余金処分取締役会授権	23社(36%)	21社(32%)	21社(32%)
b. 剰余金処分の総会決議からの排除	18社(28%)	8社(12%)	39社(60%)
c. 取締役の解任要件の加重	14社(22%)	9社(13%)	42社(65%)
d. 組織再編の決議要件の加重	22社(34%)	24社(38%)	18社(28%)
e. 社外監査役との責任限定契約	51社(78%)	7社(11%)	7社(11%)
f. 会計監査人との責任限定契約	27社(42%)	4社(6%)	34社(52%)
g. 書面による取締役会決議	49社(75%)	13社(20%)	3社(5%)
h. 単元未満株主の権利制限	42社(66%)	15社(23%)	7社(11%)
j. 株式報酬型ストックオプション導入の取締役会への委任	19社(31%)	32社(52%)	11社(17%)

7. 「賛成・反対」等の行使に際して、招集通知記載内容以外に必要な情報を株式発行会社あるいは他のソースから収集しましたか。

回答数 72社 回答数 76社

a. 収集した 45社(63%) 44社(58%)
b. 収集しなかった 27社(37%) 32社(42%)

8. 事前に株式発行会社から議案内容の説明がありましたか。

	回答数 70 社	回答数 73 社
a. あった	33 社 (47%)	33 社 (45%)
○発行会社からの説明が議決権等行使の方針決定に際して大きな要素となった	26 社	25 社
○発行会社からの説明が議決権等行使の方針決定に際して大きな要素とならなかった	7 社	9 社
b. なかった	37 社 (53%)	40 社 (55%)

9. 株式発行会社の招集通知に記載されている内容は、議決権等行使の判断にとって十分な情報を盛り込んでいたといえますか。(複数回答を含む)

	回答数 71 社	回答数 76 社
a. いえる	20 社 (28%)	26 社 (34%)
b. いえない	51 社 (72%)	50 社 (66%)
特に不十分な情報の具体例		
○取締役・監査役の経歴、報酬・賞与、退職慰労金	40 社	39 社
○企業買収防衛策 (授権資本枠拡大等を含む)	24 社	21 社
○ストックオプション付与	17 社	21 社
○資本政策等	24 社	24 社
○その他定款変更理由	18 社	18 社
○その他	9 社	9 社

10. 議決権等行使指図に関し助言機関を活用しましたか。

	回答数 72 社	回答数 77 社
a. 活用した	39 社 (54%)	38 社 (49%)
b. 活用しなかった	33 社 (46%)	39 社 (51%)
○今後活用する予定	0 社	0 社
○今後活用するかどうかを検討中	7 社	5 社
○今後も活用予定なし	26 社	29 社

11. 上記10で「a. 活用した」と回答された方は、国内株式についてでしょうか、外国株式についてでしょうか。

	回答数 39 社	回答数 38 社
a. 国内株式、外国株式両方	24 社 (62%)	27 社 (71%)
b. 国内株式のみ	9 社 (23%)	6 社 (16%)
c. 外国株式のみ	6 社 (15%)	5 社 (13%)

12. 上記10で「a. 活用した」と回答された方は、助言機関に支払う費用を顧客に負担してもらいましたか。

	回答数 39社	回答数 37社
a. はい (顧客負担)	0社 (0%)	0社 (0%)
b. いいえ (自社負担)	39社 (100%)	37社 (100%)

13. 上記10で「a. 活用した」と回答された方は、助言機関の助言内容と異なる判断を行ったケースがありましたか。

	回答数 39社	回答数 37社
a. あった	21社 (54%)	17社 (46%)
b. なかった	18社 (46%)	20社 (54%)

14. 上記10で「a. 活用した」と回答された方で、助言機関から助言以外にどのようなサービスを受けられましたか。(複数回答を含む)

	回答数 39社	回答数 38社
a. 議決権行使指図書の送付等の事務代行	23社 (59%)	23社 (61%)
b. その他	9社 (23%)	7社 (18%)
c. 助言以外のサービスは受けていない	12社 (31%)	13社 (34%)

15. ICJの議決権電子行使プラットフォームを活用した議決権行使指図を行っていますか。

	回答数 72社	回答数 77社
a. 活用している	2社 (3%)	2社 (3%)
b. 活用していない	70社 (97%)	75社 (97%)
○今後活用する予定	2社	4社
○今後活用するかどうかを検討中	47社	37社
○今後も活用予定なし	21社	33社
・参加企業が少ない	6社	

16. 株式発行会社の株主総会に関する対応は以前に比べて全般的に向上していると評価できますか。

	回答数 72社	回答数 76社
a. 総会招集通知の早期発送		
○評価できる	32社 (44%)	35社 (46%)
○あまり評価できない	36社 (50%)	37社 (49%)
○殆ど評価できない	4社 (6%)	4社 (5%)
b. 株主総会開催時期の分散化		
○評価できる	10社 (14%)	16社 (21%)
○あまり評価できない	43社 (60%)	41社 (54%)

○殆ど評価できない	19社 (26%)	19社 (25%)
c. 株式発行会社のディスクロージャー		
○評価できる	36社 (50%)	43社 (57%)
○あまり評価できない	34社 (47%)	32社 (42%)
○殆ど評価できない	2社 (3%)	1社 (1%)
d. 株主への利益還元意識 (増配・自社株買い等)		
○評価できる	40社 (56%)	48社 (63%)
○あまり評価できない	30社 (42%)	27社 (36%)
○殆ど評価できない	2社 (2%)	1社 (1%)
e. 定款変更議案の細分化		
○評価できる	25社 (35%)	24社 (32%)
○あまり評価できない	42社 (58%)	44社 (58%)
○殆ど評価できない	5社 (7%)	8社 (10%)
f. その他評価できること	10社	10社
○投資家への事前説明、詳細な開示をする企業が増加		
○毎年継続的にガバナンスについてコミュニケーションをとる会社が増加		
g. その他評価できないこと	14社	13社
○株主に対する開示・対応について誠実に取り組んでいる会社と、そうでない会社のギャップが拡大		
○ホームページの活用が不十分で、召集通知の掲載はまだ少数派		
○株主総会の開催時期の集中化の緩和は不十分		

以 上